

議案第13号

西脇市日本のへそ時計の丘公園条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市日本のへそ時計の丘公園条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

障害者が利用する場合の使用料を規定し、利便性の向上及び利用の
促進を図るため。

西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例の一部を改正する条例

西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例（平成24年西脇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前											
別表第1（第2条関係） 1 オートキャンプ場 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">有料施設等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> 2 (略)				有料施設等	(略)	(削る)	(略)	別表第1（第2条関係） 1 オートキャンプ場 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">有料施設等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>デイキャンプサイト</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> 2 (略)				有料施設等	(略)	<u>デイキャンプサイト</u>	(略)
有料施設等															
(略)															
(削る)															
(略)															
有料施設等															
(略)															
<u>デイキャンプサイト</u>															
(略)															
別表第2（第9条、第19条関係）				別表第2（第9条、第19条関係）											
区分	使用料		備考	区分	使用料		備考								
オートキ ャンプ場	(略)			オートキ ャンプ場	(略)										
	(削る)				<u>デイキ ャンプ サイト</u>	1区画1回につき 1,000円	1回とは、午前10時から 午後6時までの利用をい う。								
	(略)				(略)										
フォルク スガーデ ン	研修室	2時間につき 2,000円		フォルク スガーデ ン	研修室	2時間につき 2,000円									
利用者の半数以上が障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳及び 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通 知）に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。）である場合は、上 欄に掲げるそれぞれの額の2分の1相当額とする。				(新設)											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。